

所沢市文化振興事業団ホームページ広告掲載に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所沢市文化振興事業団有料広告の掲載に関するガイドライン（平成19年6月1日施行。以下「広告掲載ガイドライン」という。）に基づきホームページに広告を掲載するに当たり、必要な事項について定めるものとする。

(掲載の位置)

第2条 広告の掲載位置は、公益財団法人所沢市文化振興事業団（以下「事業団」という。）がインターネット上に公開しているホームページのトップページ画面で事業団が指定した位置とする。

(広告の規格等)

第3条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、その1枠の規格は、縦50ピクセル、横150ピクセル、4KB以内、GIF又はJPG形式とする。

2 バナー広告のデザイン及び色彩等は、ホームページのデザインと調和がとれたものであって、かつ、アクセシビリティ等を配慮したものでなければならない。

(広告の掲載基準)

第4条 掲載する広告は、市民生活に関連したもので、市民の福祉や利便性などに配慮したものであり、その範囲は広告掲載ガイドライン及び所沢市文化振興事業団有料広告掲載基準（平成19年6月1日施行。以下「有料広告掲載基準」という。）に沿ったものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、1枠1か月につき20,000円とする。

2 3か月を超える連続掲載を希望した場合の広告掲載料は、事業団が別に定める。

(掲載期間)

第6条 広告掲載期間は、原則として1か月単位とし、理事長と広告掲載者が協議して定めるものとする。

2 掲載始期は、原則として当該広告を掲載する月の初日の午前中とする。

3 掲載終期は、原則として当該広告を掲載する月の翌月の初日の午前中とする。

4 前2項の規定にかかわらず、掲載始期及び掲載終期が次の各号に掲げる日に当たるときは、事業団が別に定める。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(広告の掲載希望者の募集)

第7条 広告の掲載希望者の募集は、ホームページ及び広報紙に掲載して公募するものとする。

(広告の掲載申込み)

第8条 広告の掲載希望者は、広告掲載ガイドライン、有料広告掲載基準及びこの要綱を熟覧のうえ、所沢市文化振興事業団ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、広告の掲載希望者に対し、必要に応じてその事業内容に関する書類等の提出を求めることができる。

(広告の掲載決定)

第9条 理事長は、前条第1項の申請があったときは、その諾否を決定し、所沢市文化振興事業団ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により、広告の掲載希望者へ通知するものとする。

- 2 広告の原稿は、事業団が指定した期日までに事業団が指定した方法により作成して、理事長に提出するものとする。

(掲載料の納入)

第10条 ホームページへ広告の掲載が決定した者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を事業団が指定する納付書で納期限までに納入するものとする。

(掲載料の還付等)

第11条 納入された広告掲載料は還付しない。ただし、理事長が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 広告の掲載期間中、事業団の都合によりホームページの公開を停止した場合は、その停止期間に応じて掲載期間を延長するものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への通知を要することなく、広告の掲載を取り消すものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告の原稿の提出がないとき。
- (3) 広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が法令又はこの要綱に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、理事長がホームページへの広告掲載が適切でないと判断したとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、ホームページへの広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。